



# 行政書士しが

発行所 滋賀県行政書士会  
 発行人 小島 俊明  
 編集人 山口 秀子  
 大津市京町三丁目4-22(滋賀会館3階)  
 発行日(月刊)  
 平成17年5月10日

## 行政書士とADR

会長職務代行者 小島 俊明

### ■ADRについての現状

すでに会員の皆様もご存知のことと思われるが、昨年11月の「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(ADR基本法)の制定の際、行政書士へのADR代理人資格の付与につきましては、先送りとなりました。

この点につき、平成16年11月16日の司法制度改革推進本部決定には、『行政書士の代理人としての活用の在り方については、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の施行後におけるこれら隣接法律専門職種の手続実施者としての実績等が見極められた将来において改めて検討されるべき課題とする』という記載がなされております。

そこで、日本行政書士会連合会では、この「手続実施者としての実績」を残していくために、各単位会にADRを設置するように要請しているところです。ADR基本法は成立日より2年半以内に施行される法律であり、現時点ではいまだ施行されていません。

行政書士会としては、ADR基本法が施行された後に、速やかにADRの認証を受け、またADR手続代理権の獲得ができるように、できるかぎり早くADRの設置について着手するべきだと思われまます。

もっとも、ここで問題となるのが、具体的な設置方法です。すなわち、各単位会の事情、取扱案件、ADR担当者の選任方法、予算の問題、具体的な認証ADRの取得の可否など検討事項は山積しております。特に、各単位会の事情については難しいものがあります。

現時点で、連合会は各単位会がADRを主催・設置するという方針でありまして、2月に全国ADR担当者会議、3月にADR研修会を開催しておりますが、全国のすべての単位会が独力でADRを設置・運営していくのは相当な準備が必要であるかと思われまます。

なお、3月に行われた日行連研修会はビデオ収録されており、後ほど単位会で放映する予定があります。当該研修会では、ADRの基本的な説明とその現状、さらには来年秋より始まる日本司法支援センターの解説、調停技法としての「メディエーション」の説明といった内容になっております。

特に、メディエーションにつきましては、ADRにおける調停技法としてのみならず、会員の皆様が各事務所において相談をお受けする際のスキルとしても大いに参

考になるのではないかと思います。

### ■行政書士は法律家か

ところで、許認可関係業務を専門とされる会員の中には、ADRについて、まったく関係無い話だと思われる方もいらっしゃるかもしれません。

しかし、行政書士という資格の本質が、法律家としての国家資格であるとするならば、ADR問題はすべての会員に関係ある問題ではないでしょうか。

先のADR基本法の制定に関するADR検討会においては、他の士業から、行政書士は単なる事務代行業であって法律家ではない、ADRを認めるような専門性もない、といった意見が出されたものと聞いております。

そういった観点からみると、ADR問題というのは、「獲得できれば新たな業域が広がり、獲得できなければ現状維持」という単なる職域問題ではなく、究極的には、「行政書士が法律家なのか、単なる事務代行業者なのか」という問題であるといえます。

そして、もし行政書士が単なる事務代行業者であるとされるならば、いずれは行政書士に独占業務を認める必要性があるのかどうか、という議論が出てくるはずで

このように考えるならば、ADR問題は、単に民間の権利義務関係業務を行っている会員のみならず、全会員共通の問題であるといえるでしょう。

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(ADR法)について

<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/adr01.html>

